

# あなた自身や大切なお子さまが 法的トラブルに巻き込まれたら、

**Q.1** あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが  
起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

**「ある」と答えた方 15.4% (約6.5人に1人)**

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」  
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



歩行中に自転車に  
衝突された



子どもが学校で  
いじめを受けている



相続で兄弟と  
もめている



離婚で配偶者と  
もめている

例えば **あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合・・・**

相手方の態度が悪く、  
誠実な対応してくれない。  
訴えを起こしたいけれど、  
具体的にどうすれば  
いいのかな・・・

仕事が忙しくて  
なかなか時間がとれないわ。  
専門知識がないから  
対応に時間が  
かかりそう・・・

治療費や休業損害を  
相手方に請求したいけれど、  
どのくらいの額を、  
どうやって請求すれば  
いいのかな・・・



このような法的トラブルを、  
ご自身のちからだけで解決するのは大変です。

**実際の手続きや、  
その時間的な負担はもちろん、  
ご家族も含めた精神的な負担の  
大きさは計り知れません。**

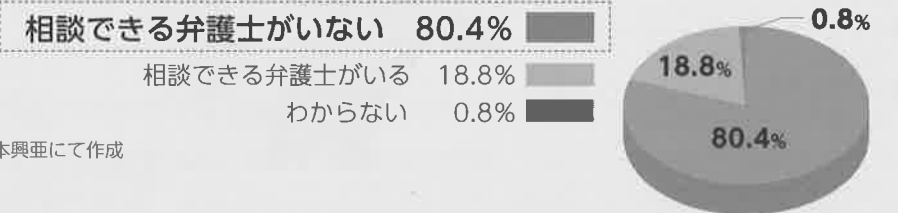


# どうしますか？

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、  
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

**Q.2** 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」  
という方が多いのが現状です。

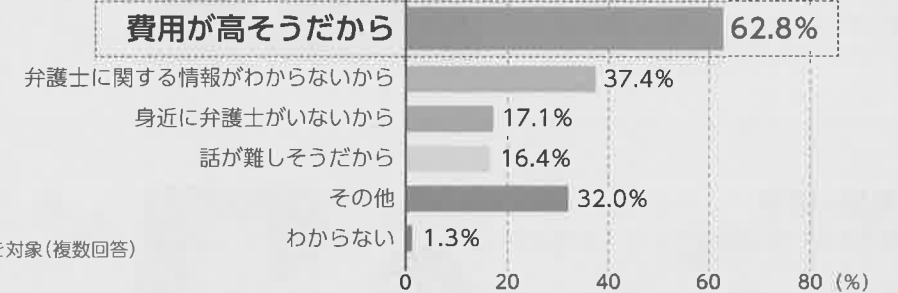


出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパン日本興亜にて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

**Q.3** 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と  
感じている人が約6割もいます。



出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、  
法的トラブルに巻き込まれたときに「**弁護士**」をもっと身近に活用するための備えがほしい・・・

そのような声にこたえて、オプション補償

**弁護のちから**があなたの生活を  
守ります。

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人だけでなく、  
お子さま<sup>(※1)</sup>が遭遇された  
トラブルについても対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。



人格権侵害<sup>(※2)(※3)</sup>

- こどもがいじめにあり、登校拒否の状態になった。
- いわれもない誹謗中傷にあり、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。



借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の法的トラブルについては、  
調停等に要する弁護士への  
各種費用が対象となります。

遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



離婚調停<sup>(※2)</sup>

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなかった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
  - 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
  - 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
  - 職務遂行におけるトラブル
  - 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- など

(※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2)人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※3)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償<sup>(※)</sup>

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額  
(保険期間1年間につき)  
通算 **5万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額  
(保険期間1年間につき)  
通算 **100万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

お支払事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額  
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**  
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額  
50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **45万円**

合計 **45万9,000円**をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパン日本興亜が、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

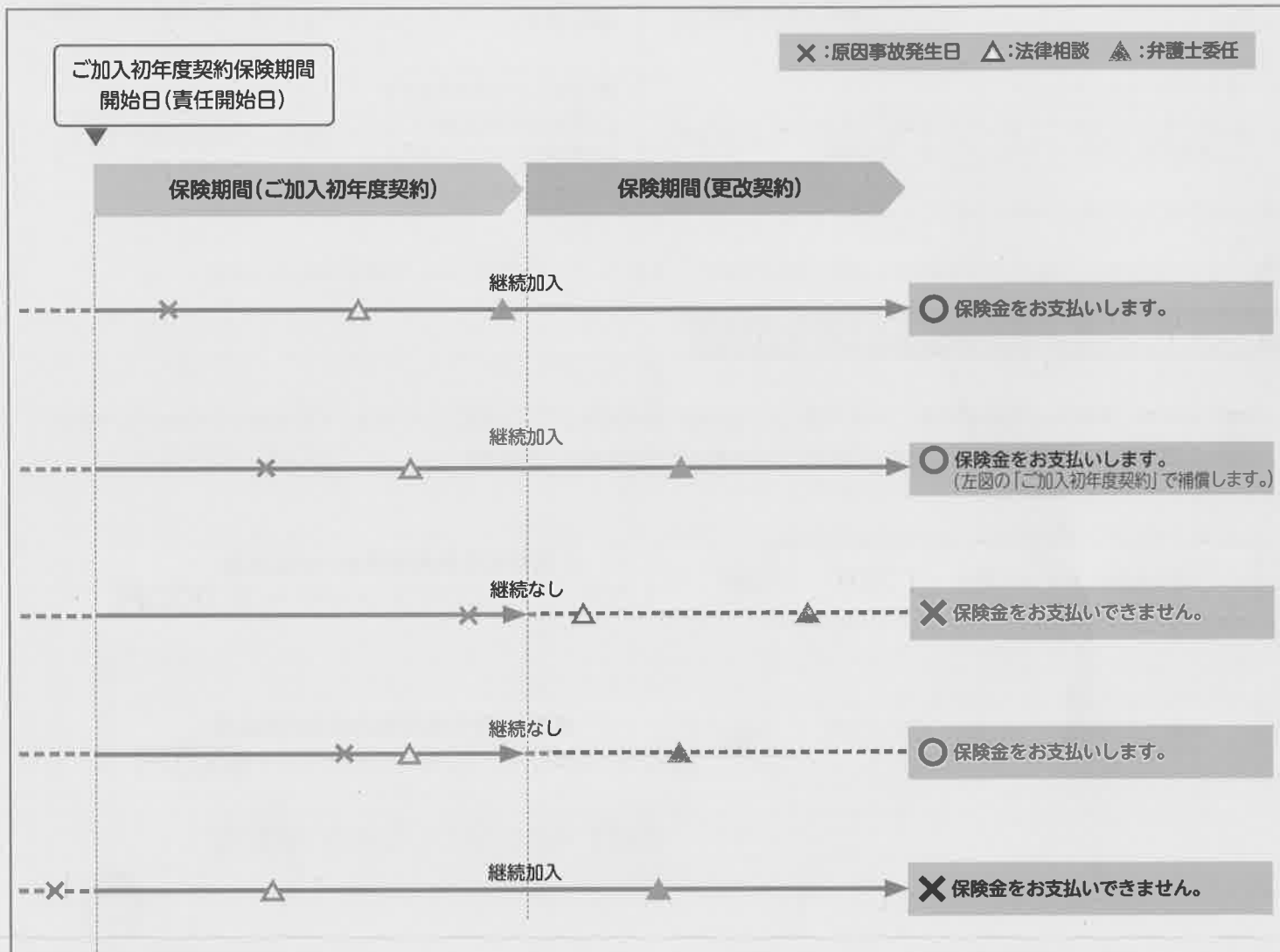
(注1)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。  
(注2)弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、P.11をご確認ください。

# オプション補償 弁護のちから(弁護士費用補償)

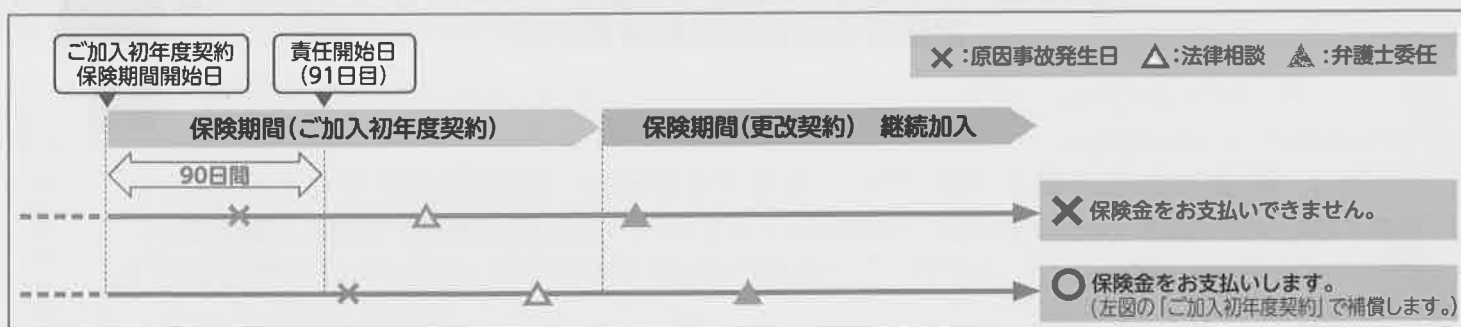
## 弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

### 【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



### 【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。